

議案第 10 号

議決第 号

## 始良市学校給食費等に関する条例制定の件

始良市学校給食費等に関する条例を制定したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年2月16日提出

始良市長 湯元 敏浩

## 始良市学校給食費等に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、本市における学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき実施する学校給食に伴う学校給食費の管理及び始良市立学校設置条例（平成22年始良市条例第190号）別表に掲げる幼稚園（以下「市立幼稚園」という。）において実施する幼稚園給食に伴う幼稚園給食費の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 法第3条第1項に規定する学校給食において市が実施する給食をいう。
- (2) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- (3) 学校給食費負担者 学校給食の提供を受ける児童及び生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。）並びに教職員等（児童又は生徒以外の者であって学校給食の提供を受ける教職員その他のものをいう。）をいう。
- (4) 幼稚園給食 学校給食に準じて実施する幼稚園の給食をいう。
- (5) 幼稚園給食費 幼稚園給食に要する経費のうち、学校給食費に準ずる経費をいう。

（学校給食費の徴収）

第3条 市長は、学校給食費負担者から学校給食費を徴収する。

2 学校給食費の額は、規則で定める額とする。

(学校給食費の納付)

第4条 学校給食費負担者は、学校給食費を規則で定める日（次条において「納付期限」という。）までに納付しなければならない。

(督促)

第5条 市長は、納付期限までに学校給食費を納付しない学校給食費負担者があるときは、期限を定めて、これを督促しなければならない。

(学校給食費の減免)

第6条 市長は、特別な理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(市立幼稚園における幼稚園給食費)

第7条 第3条から前条までの規定は、市立幼稚園給食費について準用する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前日に実施した学校給食に係る学校給食費及び幼稚園給食に係る幼稚園給食費については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。